アクシアル リテイリング株式会社

（証券コード　8255）

第68期

定時株主総会招集ご通知

日　時

2019年６月26日（水曜日）　午前10時00分
（受付開始）　同　日　　午前９時15分

場　所

新潟県長岡市東坂之上町１丁目２番地１
長岡グランドホテル　　２階　悠久の間

目　次

第68期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 36
計算書類 …… 39
監査報告 …… 42
株主総会参考書類 …… 46

証券コード　8255
2019年６月７日

株　主　各　位

新潟県長岡市中興野18番地２
アクシアル リテイリング株式会社
代表取締役社長　　原　　和彦

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月25日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**2019年６月26日（水曜日）　午前10時00分**
（受付開始）　同　日　　午前９時15分

２．場　　所　新潟県長岡市東坂之上町１丁目２番地１
長岡グランドホテル　　２階　悠久の間
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項

1．第68期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

2．第68期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議案　剰余金処分の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面の提出が必要ですので、ご了承ください。

◎　連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axial-r.com/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、この「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axial-r.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

（１）業績全般の概況

当期におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調にありましたが、全国各地で発生した自然災害による甚大な被害や、世界経済における貿易摩擦に関する懸念の高まりなどの影響を受け、先行きの見通せない状況が続いております。また、人手不足が深刻化し有効求人倍率が高止まりを続けている一方、個人の消費支出が低調に推移しており、当社グループの主力事業である食品小売業界においては、事業運営や収益確保に影響を及ぼしているものと思われます。

このような状況において、当期における当社グループの連結経営成績は、売上高が2,353億47百万円（前年同期比1.1％増）、営業利益が95億23百万円（前年同期比5.0％増）、経常利益が96億98百万円（前年同期比5.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益が64億27百万円（前年同期比5.9％増）となり、各数値はいずれも過去最高実績となりました。

売上高につきましては、堅調に推移し増収となりました。営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、事業の中心であるスーパーマーケット事業において、収益性の高い上位２店舗の休業を伴う改装及び移転による一時的な利益の減少、並びに、食品加工センター新設に伴う初期投資による経費増加があったものの、既存店の業績が堅調に推移し増益となりました。

（2）セグメント別の状況

①　スーパーマーケット事業

［全般］

当社グループでは、本年度の方針を「変革への挑戦」と定め、変化を続ける社会において、必要とされる存在であり続けるための様々な施策と、それを実現するための強固な企業構造の構築を進めております。

販売指標に関する動向は、次のとおりであります。

＜客単価、買上点数、一品単価＞

当社グループならではの魅力ある商品のご提供、既存商品の改廃を伴う磨き込み、健康志向に沿った商品の強化、お客様に伝わるご案内方法の工夫等が功を奏しましたが、暖冬小雪の影響で、鍋物をはじめとした冬物商材の動きが良くなかったことやまとめ買い需要の減少があり、既存店の買上点数は、前期に比べ0.1％減少いたしました。

一方、付加価値の高い商品のご提供に加え、上期の生鮮品の相場高の影響もあり、既存店の一品単価は、前期に比べ0.7％増加いたしました。

この結果、既存店の客単価は、前期に比べ0.7％増加いたしました。

＜来店客数＞

お客様のご来店頻度は、冬季において降雪が少なく増加いたしましたが、来店客数は、競合する同業種・異業種の影響に加え、当社グループの中では最大規模２店舗の改装及び移転に伴う休業の影響があり、既存店では前期に比べ0.4％減少いたしました。一方、全店では新店及び改装店舗が好調に推移し前期に比べ0.5％増加いたしました。

＜売上総利益＞

近年新設したフレッセイ前橋物流センターの運営が軌道に乗ったことに加え、ロジスティックス全体のレベルアップによる品切れ削減、店舗在庫の適正化の取り組みや値下げ・廃棄の削減により、商品販売における売上総利益率は、前期に比べ0.2ポイント増加し26.1％となりました。

[プライベート・ブランド商品]

当社グループの規模と販売力が成しえるプライベート・ブランド商品の企画・開発は、他社との差別化を図る上で、大きな強みとなっており、当期末現在における品目数は349品目となりました。また、年間売上高は、前期に比べ３億30百万円増加いたしました。

４月には、レトルトカレーの「アクシアル　ビーフカレー」を発売いたしました。この商品は、カレーならではの香り立ちに徹底的にこだわり、焙煎スパイスを加える専門店の味作りを参考にして仕上げました。発売以来、販売実績は好調で、今まで一番売れていた同様の商品と比較しても販売点数は約1.7倍、売上高は約1.6倍と大変ご好評を得ております。

１月には、シュークリームの「アクシアル　クッキーシュー」を発売いたしました。この商品は、気軽に食べられる洋菓子店のシュークリームをコンセプトに、独特の食感と飽きのこないクリームで仕上げました。発売以来、販売実績は好調に推移しており、年間100万個のペースでお買い上げいただいております。

[プロセスセンター]

８月、子会社の（株）ローリーが主体となって食品の集中加工を行うローリー中之島プロセスセンターが竣工いたしました。ここでは、水産、精肉、ベーカリー商品の一括大量集中加工を行い、当社グループ店舗へ商品を供給いたします。

プロセスセンターは以前より保有しておりましたが、今般の新設は、その製造能力を拡充し、機能強化を図るもので、当社グループの今後の成長戦略にとって欠かせない重要な投資となります。

今後は、これにより、一層高い水準での商品の均質化や新たな商品のご提供を図ってまいります。また、これにより生じた店舗の余力を活かし、店舗では、より加工度の高い差別化商品の品揃えや生産性改革を実現してまいります。

[ネットスーパー]

2011年にインターネット上へネットスーパーを開設し、離島を除く新潟県内全域に当日商品をお届けするサービスとして好評をいただいておりますが、８月に３拠点目となる「ネットスーパーＰＲＯ」を開設いたしました。

このネットスーパーＰＲＯは、業務用や大容量の商品を充実させ、従来の２拠点では対応できなかったお客様の多様なご要望にもお応えできるものです。開設後、当初の目標を上回る状況でご注文をいただいており、実店舗を補完するサービスとして、今後も一層拡充を図ってまいります。

[出店・退店等]

出店につきましては、原信小出東店（９月、新潟県魚沼市、売場面積2,643㎡）を移転新設し、フレッセイ笠懸店（３月、群馬県みどり市、売場面積2,102㎡）、原信旭岡店（３月、新潟県長岡市、売場面積1,561㎡）を新設いたしました。

改装につきましては、原信河渡店（４月、新潟県新潟市、売場面積3,038㎡）、原信四日町店（10月、新潟県三条市、売場面積2,040㎡）、フレッセイ吉岡店（11月、群馬県北群馬郡、売場面積1,908㎡）について実施いたしました。

退店につきましては、原信小出東店の移転新設に伴い、旧・原信小出東店（８月、新潟県魚沼市、売場面積2,360㎡）を閉鎖し、フレッセイ笠懸店の新設に伴い、近隣のフレッセイ新桐生店（２月、群馬県桐生市、売場面積1,740㎡）を閉鎖いたしました。また、フレッセイ鳥山店（３月、群馬県太田市、売場面積1,020㎡）を閉鎖いたしました。

[セントラルマーケット]

「豊かさ」、「楽しさ」、「便利さ」。当社グループは、これらのご提供を行うことで、お客様の暮らしぶり向上に役立てることをスーパーマーケットの使命と考えております。

このような考えのもと、お客様からより高いご支持をいただける店舗フォーマットの開発を進めており、2015年10月に、比較的大型の店舗で提案型売場を飛躍的に進化させた店舗フォーマット「セントラルマーケット」を原信川崎店の改装を機に始めました。

４月には、セントラルマーケットの２店舗目として、原信河渡店について、売場面積を約1.5倍に拡張する改装を実施しました。また、９月には、３店舗目となる原信小出東店を移転新設いたしました。

これらの店舗では、お買い物の楽しさや豊かな食生活を実現するため、食を通じた健康提案や、「３６５サイドディッシュ」コーナーの新設による店内カットのナチュラルチーズ、ドライフルーツ＆ナッツ、ピクルス、ローストビーフのご提供といった、従来にはない多彩な品揃えに取り組んでおり、当初の想定を大幅に上回るお客様からのご支持を頂戴しております。

[エクスプレスマーケット]

比較的小型の店舗でありながら、小商圏でも採算を確保しつつ、当社が圧倒的な強みを発揮できる地域での占拠率を一層拡大するため、前期より新たな店舗フォーマットとして取り組み始めた「エクスプレスマーケット」について、２店舗目となる原信旭岡店を出店いたしました。

このフォーマットは、開発途上でありますが、お客様の利便性を維持するのに必要不可欠な品揃えに絞り込みを行いつつ、お客様のライフスタイルに合わせ簡便かつ快適なお買い物環境が実現できるよう、試行錯誤を繰り返しながら確立を図ってまいります。

[就業環境の改善]

働きやすい就業環境実現の一環として、近年、有給休暇取得率の向上に取り組んでおり、原信ナルスの正社員の有給休暇取得率（１人当たり年間有給休暇取得日数÷１人当たり年間有給休暇付与日数）は、前期に比べ8.9ポイント向上し64.6％となりました。

この実現のため、会議開催頻度の大幅削減や様々な業務、システムの改善に取り組みました。また、社内コミュニケーションにおいても、「伝える」から「伝えたことが実践されている」ことの評価に重点を置き、伝達の方法、評価の仕組みの見直しを行いました。

有給休暇取得率が向上することで、従業員の勤労意欲やサービス意識の向上が図れることを期待しています。

[ＴＱＭ]

当社は、ＴＱＭ（トータル・クオリティ・マネジメント、総合的品質管理）活動を経営の根幹に据え、お客様満足のため継続的に仕事やサービスや商品の質をレベルアップしていく経営品質向上のための活動を、40年近くにわたり全役職員が実践してまいりました。

当期においては、この実績が評価され、国内の小売業では初めて、一般財団法人日本科学技術連盟よりＱＣサークル経営者賞を認定授与されました。

今後も、地域社会及び業界発展のためＴＱＭ活動を継続してまいります。

[業績]

以上の結果、当期におけるスーパーマーケット事業の売上高は2,344億89百万円（前期比1.2％増）、営業利益は88億58百万円（前期比4.6％増）となりました。

② その他の事業

[清掃事業]

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売、並びに、外部顧客向けの販売は、いずれも増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ4.4%増加し、営業利益は前期に比べ19.0%増加いたしました。

[情報処理事業]

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売は、情報機器の需要減で減少いたしました。一方、外部顧客向けの販売は、受注を順調に確保し増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ8.2%減少し、営業利益は前期に比べ19.3%減少いたしました。

[印刷事業]

主力であるスーパーマーケット事業向けの販売は、前期における大口イベント企画受注の反動で減少いたしました。一方、外部顧客向けの販売は、販路の開拓に努め増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ3.1%減少し、営業利益は前期に比べ7.4%減少いたしました。

[前期の連結範囲の変更影響]

2017年４月に実施した運輸事業の取りやめ、並びに、2017年９月に実施した自動車販売事業の事業譲渡の影響で、前期比では売上高、営業利益の減少影響が生じております。

[業績]

以上の結果、当期におけるその他の事業の売上高は49億60百万円（前期比9.6%減）、営業利益は６億32百万円（前期比6.9%減）となりました。

（注）セグメント別の状況については、セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

当社グループのセグメント別売上高の状況は、次のとおりであります。

項目			第67期（2018年3月期）		**第68期（当期）（2019年3月期）**		対前期比
			金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	（%）
スーパーマーケット	生鮮食品	青果	31,623	13.3	32,085	13.4	101.5
		精肉	26,473	11.2	26,419	11.0	99.8
		水産	23,143	9.8	23,301	9.7	100.7
		惣菜	22,173	9.3	22,634	9.5	102.1
		計	103,415	43.6	104,441	43.6	101.0
	一般食品	デイリー	45,134	19.0	46,030	19.2	102.0
		加工食品	60,246	25.4	60,919	25.5	101.1
		インストアベーカリー	3,479	1.5	3,673	1.5	105.6
		計	108,860	45.9	110,624	46.2	101.6
	住居		7,655	3.2	7,563	3.2	98.8
	衣料品		140	0.1	128	0.0	91.4
	その他		227	0.1	197	0.1	86.7
	営業収入		11,271	4.7	11,382	4.7	101.0
	セグメント間の内部売上高又は振替高		155	0.1	152	0.1	97.9
	小計		231,726	97.7	234,489	97.9	101.2
その他	外部顧客に対する売上高		1,239	0.5	1,010	0.4	81.5
	セグメント間の内部売上高又は振替高		4,247	1.8	3,949	1.7	93.0
	小計		5,487	2.3	4,960	2.1	90.4
合計			237,214	100.0	239,449	100.0	100.9

（注）1．営業収入は、不動産賃貸収入、配送委託料収入等であります。
2．セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
3．金額は販売金額で表示しており、消費税等は含まれておりません。

2．設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資額は、76億94百万円（うち、有形固定資産の取得による支出66億66百万円、無形固定資産の取得による支出３億36百万円、リース資産の取得等６億91百万円）であります。

その主なものは、下記のとおり、食品加工センター１か所、新設３店舗及び改装３店舗に係るものであり、これらに必要な資金は自己資金及びリース契約により充当いたしました。

（新設）

事業所名	所在地	開設日
ローリー　中之島プロセスセンター	新潟県長岡市	2018年８月21日
原信　小出東店	新潟県魚沼市	2018年９月５日
フレッセイ　笠懸店	群馬県みどり市	2019年３月７日
原信　旭岡店	新潟県長岡市	2019年３月29日

（改装）

事業所名	所在地	改装完了日
原信　河渡店	新潟県新潟市	2018年４月21日
原信　四日町店	新潟県三条市	2018年10月20日
フレッセイ　吉岡店	群馬県北群馬郡	2018年11月22日

3．資金調達の状況

当期において、短期借入金の純増加額並びに長期借入金による新たな借入はありません。リース債務につきましては、新たに６億４百万円の契約を締結いたしました。

4．事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5．他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6．吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7．他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8．対処すべき課題

国内の情勢は、構造的な諸問題を抱えており、国内景気は、先行きの見通しが難しい状況となっております。また、当社グループを取り巻く事業環境は、同業のみならず他業種を含めた競合との関係激化、人材確保難、技術革新への対応等、継続して取り組まなければならない課題が多くあります。

このような状況において、当社グループ各社は、地域に密着した日々の生活基盤として、商品の品揃え・品質・価格やサービス等、お客様のご要望にお応えし、お客様の生活に少しでもお役に立てるように努め、優良なリージョナル・チェーンの実現を目指してまいります。

次期につきましては、消費税法の改正が予定されておりますが、当社グループとしては、この改正への対応を適切に行うとともに、営業面においても、負の影響を最小限にすべく取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

9．直前３事業年度の財産及び損益の状況

（1）企業集団の財産及び損益の状況

項　目	第 65 期 （2016年３月期）	第 66 期 （2017年３月期）	第 67 期 （2018年３月期）	**第 68 期 （当期） （2019年３月期）**
売　上　高（百万円）	**223,709**	**228,899**	**232,810**	**235,347**
経 常 利 益（百万円）	**8,634**	**9,185**	**9,205**	**9,698**
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	**4,664**	**5,784**	**6,070**	**6,427**
１株当たり当期純利益（円）	**199.84**	**247.80**	**260.06**	**275.36**
総　資　産（百万円）	**93,001**	**95,634**	**99,710**	**100,474**
純　資　産（百万円）	**45,240**	**49,790**	**54,485**	**59,082**
１株当たり純資産額（円）	**1,938.09**	**2,133.02**	**2,334.17**	**2,531.13**

（2）当社の財産及び損益の状況

項　目	第 65 期 （2016年３月期）	第 66 期 （2017年３月期）	第 67 期 （2018年３月期）	**第 68 期 （当期） （2019年３月期）**
営 業 収 益（百万円）	**2,068**	**2,317**	**2,490**	**2,720**
経 常 利 益（百万円）	**1,343**	**1,542**	**1,648**	**1,913**
当期純利益（百万円）	**1,247**	**1,473**	**1,566**	**1,821**
１株当たり当期純利益（円）	**53.45**	**63.11**	**67.10**	**78.02**
総　資　産（百万円）	**35,355**	**34,613**	**33,619**	**32,272**
純　資　産（百万円）	**26,187**	**26,188**	**26,167**	**26,353**
１株当たり純資産額（円）	**1,121.86**	**1,121.92**	**1,121.00**	**1,129.00**

（注）「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第68期の期首から適用しております。なお、上記記載の第65期から第67期に係る財産及び損益の状況について、企業集団及び当社のいずれにおいても、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等に影響はありません。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

（1）親会社との関係

当社に親会社はないため、該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
株式会社原信	500	100	スーパーマーケット業
株式会社ナルス	450	100	スーパーマーケット業
株式会社フレッセイ	450	100	スーパーマーケット業
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	100	100	各種商品卸売業、シェアードサービス業
株式会社ローリー	50	100	食品製造加工業
アクシアル レーベル株式会社	100	100	各種商品開発業
株式会社フレッセイヒューマンズネット	10	100	障害者雇用、人材派遣業
高翔商事株式会社	30	100	不動産管理業
株式会社原興産	223	100	清掃業、不動産賃貸業、保険代理店業
株式会社アイテック	10	100	情報処理業、ソフトウエア開発業
高速印刷株式会社	14	100	印刷業、各種媒体企画・制作業、広告代理店業
力丸流通サービス株式会社	30	100	清掃業

（注）議決権比率は、当社による直接保有分及び当社の子会社を通じた間接保有分の合計の議決権数の比率であります。

（3）事業年度末日における特定完全子会社の状況

当期末日において、当社の完全子会社のうち、保有する株式の帳簿価額が当社の総資産の５分の１を超える会社は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社原信	新潟県長岡市中興野18番地２	**13,094**百万円
株式会社フレッセイ	群馬県前橋市力丸町491番地１	**10,176**百万円

（注）当期末日における当社の総資産額は、32,272百万円であります。

11. 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社12社で構成し、スーパーマーケットの経営を主な事業の内容としております。

12. 主要な営業所及び工場（2019年３月31日現在）

（当社）

本社　新潟県長岡市

（子会社）

株式会社原信

本社		新潟県長岡市
物流センター	国内２拠点	（新潟県２拠点）
スーパーマーケット	国内65店舗	（新潟県58店舗、長野県５店舗、富山県２店舗）

株式会社ナルス

本社		新潟県上越市
物流センター	国内１拠点	（新潟県１拠点）
スーパーマーケット	国内14店舗	（新潟県14店舗）
１００円ショップ	国内１店舗	（新潟県１店舗）

株式会社フレッセイ

本社		群馬県前橋市
物流センター	国内１拠点	（群馬県１拠点）
スーパーマーケット	国内50店舗	（群馬県45店舗、栃木県２店舗、埼玉県３店舗）
１００円ショップ	国内４店舗	（群馬県４店舗）

原信ナルスオペレーションサービス株式会社 新潟県長岡市

株式会社ローリー

本社		新潟県長岡市
工場	国内５工場	（新潟県５工場）

アクシアル レーベル株式会社 新潟県長岡市

株式会社フレッセイヒューマンズネット 群馬県前橋市

高翔商事株式会社 群馬県高崎市

株式会社原興産 新潟県長岡市

株式会社アイテック 新潟県長岡市

高速印刷株式会社 新潟県長岡市

力丸流通サービス株式会社 群馬県前橋市

13. 使用人の状況（2019年３月31日現在）

（１）企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前期末比増減
スーパーマーケット	2,373名（ 6,345名）	60名増加（ 11名増加）
その他	120名（ 70名）	1名増加（ 9名減少）
全社（共通）	17名（ —名）	2名増加（ —）
合計	2,510名（ 6,415名）	63名増加（ 2名増加）

（注）１．使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイム社員の年間の平均人員（１日８時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。
２．全社（共通）は、持株会社である当社の使用人数であります。

（２）当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名（ —名）	2名増加（ —）	55.6歳	4.7年

（注）使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイム社員の年間の平均人員（１日８時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。

14. 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社群馬銀行	148百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	63百万円
株式会社みずほ銀行	57百万円
株式会社三井住友銀行	42百万円
株式会社第四銀行	38百万円

（注）借入額は、企業集団ベースでの金額であります。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　　**38,000,000**株

２．発行済株式の総数　　**23,388,039**株

（注）自己株式45,693株を含んでおります。

３．株主数　　**8,139**名

４．大株主（上位10名）

株　　主　　名	持株数（千株）	持株比率（%）
原　和彦	**1,252**	**5.36**
株式会社ニューサンライフ	**884**	**3.79**
原　信博	**846**	**3.62**
株式会社第四銀行	**835**	**3.58**
株式会社商工組合中央金庫	**728**	**3.11**
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	**691**	**2.96**
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	**583**	**2.49**
植木　威行	**507**	**2.17**
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	**498**	**2.13**
アクシアル リテイリング従業員持株会	**476**	**2.03**

（注）１．持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．原和彦氏の所有株式数は、本人及び親族の資産管理会社である原和彦アセットマネジメント株式会社が所有する株式数554千株を含めた実質所有株式数を記載しております。
３．原信博氏の所有株式数は、本人及び親族の資産管理会社である原信博事務所株式会社が所有する株式数160千株を含めた実質所有株式数を記載しております。

５．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

当社は、新株予約権等を発行しておらず、該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	はら　かずひこ **原　和彦**	（重要な兼職の状況） 株式会社原信　代表取締役社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　代表取締役社長 株式会社ローリー　代表取締役会長 株式会社原興産　取締役 株式会社シジシージャパン　取締役会長 株式会社エフエムラジオ新潟　社外取締役
代表取締役副社長	うえき　たけゆき **植木威行**	（重要な兼職の状況） 株式会社フレッセイ　代表取締役社長 株式会社フレッセイヒューマンズネット　代表取締役社長 高翔商事株式会社　代表取締役社長 力丸流通サービス株式会社　代表取締役会長
取締役副社長	いがらし　やすお **五十嵐安夫**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社原信　取締役副社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　取締役副社長
専務取締役	やまぎし　ぶんご **山岸豊後**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社原信　専務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　専務取締役 株式会社アイテック　取締役
取締役	もりやま　ひとし **森山仁**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社ナルス　代表取締役社長
取締役	まるやま　みつゆき **丸山三行**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社原信　常務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　常務取締役

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	かべ　としお **加部　敏夫**	執行役員 （重要な兼職の状況） 力丸流通サービス株式会社　代表取締役社長 株式会社フレッセイ　取締役 株式会社フレッセイヒューマンズネット　取締役 アクシアル レーベル株式会社　取締役
取締役	なかがわ　まなぶ **中川　学**	執行役員 （重要な兼職の状況） 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　取締役 アクシアル レーベル株式会社　取締役
取締役	はやかわ　ひとし **早川　仁**	執行役員 （重要な兼職の状況） 株式会社ローリー　代表取締役社長 株式会社原信　取締役
取締役 （社外）	ほそかい　いわお **細貝　巖**	（重要な兼職の状況） 細貝法律事務所　所長 三幸倉庫株式会社　代表取締役社長 株式会社大光銀行　社外取締役 株式会社中越カントリー倶楽部　監査役
取締役 （社外）	にいはらこういち **新原皓一**	（重要な兼職の状況） 一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク　理事長 公益財団法人泉科学技術振興財団　理事長
常勤 監査役 （社外）	やこじゅんいち **八子淳一**	（重要な兼職の状況） 株式会社原信　監査役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社　監査役
常勤 監査役	ふじたともさぶろう **藤田友三郎**	（重要な兼職の状況） 株式会社フレッセイ　監査役
常勤 監査役	いわさきりょうじ **岩崎良次**	（重要な兼職の状況） 株式会社ナルス　監査役
監査役 （社外）	さいとうよしひと **斎藤良人**	（重要な兼職の状況） 新潟県立歴史博物館　館長

（注）1．取締役細貝巖氏並びに新原晧一氏は、社外取締役であります。また、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．監査役八子淳一氏並びに斎藤良人氏は、社外監査役であります。
3．監査役八子淳一氏は、金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役斎藤良人氏は、金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当期中の取締役及び監査役の異動（重任を除く。）は次のとおりであります。
（1）2018年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した者

氏　名	退任時の会社における地位	退任理由
小出（こいで）　朗（あきら）	常務取締役	任期満了
金子（かねこ）　健三（けんぞう）	監査役（社外）	任期満了

（2）2018年６月27日開催の定時株主総会決議により選任され就任した者

氏　名	就任時の会社における地位
早川（はやかわ）　仁（ひとし）	取締役
斎藤（さいとう）　良人（よしひと）	監査役（社外）

6．当社はコーポレート・ガバナンス体制強化の目的から執行役員制度を導入しております。取締役を兼務している者以外の執行役員の状況は以下のとおりであります。（2019年３月31日現在）

氏　名	担　当
吉田（よしだ）　浩和（ひろかず）	執行役員　財務経理部長
松口（まつぐち）　克彦（かつひこ）	執行役員　総務部長
小林（こばやし）　政信（まさのぶ）	執行役員　経営企画部長
丸山（まるやま）　将範（まさのり）	執行役員　ＴＱＭ推進部長
松田（まつだ）　易伸（やすのぶ）	執行役員　物流企画部長
石田（いしだ）　直樹（なおき）	執行役員　品質安全部長
小暮（こぐれ）　昌明（まさあき）	執行役員　建築設備企画部長
森山（もりやま）　寛樹（ひろき）	執行役員　イノベーション推進部長

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨定めております。

これに基づき、社外取締役細貝巖氏及び新原晧一氏並びに社外監査役八子淳一氏及び斎藤良人氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．取締役及び監査役の報酬等

（1）当期に係る報酬等の総額

区　　分	支　給　員　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	12名	401百万円
（うち社外取締役）	（　2名）	（　10百万円）
監　査　役	5名	46百万円
（うち社外監査役）	（　3名）	（　20百万円）
合　計	17名	447百万円
（うち社外役員）	（　5名）	（　31百万円）

（注）1．報酬支給額は株主総会の決議による報酬額の範囲内であります。なお、報酬限度額（役員賞与を含み、取締役の使用人分給与は含まない年額。）の内容は以下のとおりであります。

取締役　500百万円（2007年６月28日開催　第56期定時株主総会決議）

監査役　50百万円（2000年６月29日開催　第49期定時株主総会決議）

2．報酬等の決定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である報酬委員会（社外取締役２名及び代表取締役以外の取締役３名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会により決定しております。

3．当期に係る報酬等の総額には、次の額が含まれております。

（1）2018年６月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対し退任時までに支給した額

取締役　1名　3百万円　（うち、社外取締役は該当なし。）

監査役　1名　0百万円　（うち、社外監査役　１名　0百万円）

（2）当期において受ける見込みの額が明らかになった役員賞与の額

取締役　11名　254百万円　（うち、社外取締役　２名　4百万円）

監査役　4名　18百万円　（うち、社外監査役　２名　8百万円）

（3）複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額

取締役　7名　7百万円　（うち、社外取締役は該当なし。）

監査役　3名　1百万円　（うち、社外監査役　１名　1百万円）

4．使用人兼務取締役に対する使用人分給与の支給はありません。

（2）社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4．社外役員に関する事項

（1）他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況	当該他の法人との関係
取締役	細貝　巖	細貝法律事務所 所長	該当事項はありません。
		三幸倉庫株式会社 代表取締役社長	該当事項はありません。
取締役	新原晧一	一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク 理事長	該当事項はありません。
		公益財団法人泉科学技術振興財団 理事長	該当事項はありません。
監査役	斎藤良人	新潟県立歴史博物館 館長	該当事項はありません。

（2）他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況	当該他の法人との関係
取締役	細貝　巖	株式会社大光銀行 社外取締役	資金の借入を行っております。
		株式会社中越カントリー倶楽部 監査役	該当事項はありません。
監査役	八子淳一	株式会社原信 監査役	当社の子会社であります。
		原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役	当社の子会社であります。

（3）当事業年度における主な活動状況

①　取締役会及び監査役会への出席状況

区　分	氏　名	取締役会（15回開催）	監査役会（15回開催）
		出席回数 ／ 開催回数	出席回数 ／ 開催回数
取　締　役	細　貝　　巖	15回 ／ 15回	―
取　締　役	新　原　晧　一	15回 ／ 15回	―
監　査　役	八　子　淳　一	15回 ／ 15回	15回 ／ 15回
監　査　役	斎　藤　良　人	10回 ／ 10回	10回 ／ 10回

（注）開催回数は、在任期間中における開催回数であります。

②　取締役会及び監査役会における活動状況

区　分	氏　名	在任期間	取締役会及び監査役会における活動状況
取締役	細貝　巖	5年	弁護士としての専門的見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	新原晧一	3年	研究者として指導的立場で活躍した経験に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	八子淳一	5年	金融機関役員経験者としての見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	斎藤良人	1年	金融機関役員経験者としての見地に加え、一般消費者としての観点も踏まえ、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1．名称

有限責任監査法人トーマツ

2．報酬等の額

区　分	支　払　額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	**40**百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	**49**百万円

（注）1．上記金額に消費税等は含まれておりません。
2．当社の子会社である株式会社原信についても、有限責任監査法人トーマツが会社法に基づく監査の会計監査人となっております。
3．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、非監査業務に係る報酬等はありません。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間、配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について確認し、審議した結果、監査業務と報酬との対応関係が適切であると判断し、これに同意いたしました。

5．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づく会計監査人の損害賠償責任を限定する事項を定款に定めておらず、該当事項はありません。

Ⅵ　会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

（1）当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、持株会社として当企業集団全体の経営管理、統括を行う観点から、当社並びに子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人が守るべき倫理規範を制定し、法令等の遵守を行うための行動規範を定める。

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程その他社内規程に従って、当社並びに子会社に係る重要事項の審議、決定、報告を行うとともに、当社取締役の職務執行を監督する。

当社の取締役は、職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行う。また、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行う。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である業務監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。

当社の取締役及び使用人は反社会的勢力と一切の関係を遮断する。また、倫理・コンプライアンスに照らして問題のある活動には関与しない。これを、倫理・コンプライアンス管理規程に定め周知徹底を図る。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

その他、インサイダー取引防止規程、個人情報保護基本規程、情報セキュリティ規程等を定め情報管理の徹底を図る。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会を設置し、経営上想定しうるリスクについて、定期的に評価・検証を行い、必要な措置に関する対応を行う。

損失に関するカテゴリー・マネジメントの観点から、関連する社内規程及びマニュアル等において該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の意思決定と業務執行の役割を明確化し、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレートガバナンス体制を強化することを目的として、執行役員制度を採用し、選任した執行役員の職務権限を職務権限規程で明確にする。

また、企業集団全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、当社の取締役及び指名された者によりグループ経営会議を開催し議論を行い、職務の執行方針、重要事項の決定を行う。

（5）当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会を設置し審議する。また、ＴQM推進部を設置し、社会的責任、法令遵守に関する維持・整備・啓発活動を行う。

日常の職務執行については、全社的品質管理（ＴQM）活動の考え方を基本とし、自ら判断して行動できる教育を行う。

内部通報窓口を社内及び社外に設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

（6）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社は、当社において当社の取締役等が同席する子会社合同の取締役会を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。

当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にし、該当する事項について、子会社は当社に報告を行い、必要な会議体の承認を求める。

②　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が主催するリスクマネジメント委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から経営上想定されるリスクについて認識の共有を行う。

また、損失の危険の管理や不測の事態への対応のため、当社が定めた社内規程やマニュアル等を準用する。

③　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社がその事業遂行にあたり、各子会社の事業特性に応じた迅速かつ効率的な経営が行われるよう、持株会社体制を採用する。

子会社は必要に応じ、経営会議の設置や執行役員の選任を行い、職務執行の効率化を図る。

子会社が当社に報告を必要とする事項については、グループ経営会議に報告を行う。

④ **子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社が主催するコンプライアンス委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から情報を共有し、審議を行う。

また、日常の職務執行に関する全社的品質管理（ＴＱＭ）活動は、グループ経営理念に基づき、その活動を企業集団全体が一体となって行う。

当社が設置する内部通報窓口は、企業集団全体で共有し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

子会社の取締役等及び重要な使用人の選任については、当社の取締役会の承認を必要とする。

⑤ **その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制**

内部監査については、持株会社である当社に企業集団全体の内部監査を専任で行う業務監査室を設置し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性について監査を行う。

財務報告に係る内部統制については、内部統制整備委員会で評価・検討し、内部統制管理室が主体となって、整備、改善を行う。

（7）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当社の監査役と協議の上、必要と認める人員を当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名する。

（8）第７号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者から一切の指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は、監査役の協議に基づき決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。

（9）当社の監査役の第７号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。

(10) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。

当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。

また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。

② 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等は、毎月、月次決算の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

(11) 第10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

第10号の報告をした者の個人情報は保護し、当該報告をしたことを理由として、当社並びに子会社は当該報告者に不利な取扱いをしない。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査規程及び監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にするとともに、当社の監査役は、策定した監査計画に基づき、業務監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

また、当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に外部専門家の活用を検討する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり運用を行っております。

（1）業務執行に関する事項

当期におきましては、15回の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督いたしました。

なお、当社は持株会社として、当社グループ全体の経営方針の決定を行い、企業集団全体の管理統括・意思疎通を図る観点から、グループ経営会議（常勤取締役、常勤監査役全員とその他各事業会社の役員等のうち指名された者により構成）において、活発な議論を経て日常業務に関する意思決定を行っております。

また、各事業会社ではグループ経営会議で決定された方針に基づき業務執行を行い、日常的な業務を遂行する上で必要な権限は、各部署長及び店長に積極的に委譲を進めております。

常勤監査役による取締役の職務執行状況把握は本社内にとどまらず、その政策が各事業会社の現場においてどのように具現化しているかも含め、各部署の責任者との広範な連携を保って監査を実施しています。また、非常勤監査役も含めた監査役会は毎月開催されており、経営数値の分析、取締役会議事録及び稟議決裁状況の精査や担当役員からの聴取を行っております。

業務執行、監督機能等を強化するプロセスとしては、以下のような機能を設置しております。

①　内部監査の執行

業務執行状況の内部監査につきましては、持株会社である当社に業務監査室を設置し、各事業会社から独立した立場で、企業集団全体を対象に実施しております。

②　財務報告に係る内部統制の評価

財務報告に係る内部統制の管理運用体制に係る整備につきましては、当社に内部統制管理室を設置し、企業集団全体を対象に、現状分析、検討、改善を進めており、当社グループ各社より人選した人員で内部統制整備委員会を組織して、その報告、評価等を行っております。

③　経営方針管理

経営方針がどの程度具現化されているかについて、ＴQM推進部が企業集団全体を対象に経営に関する全社的品質管理（ＴQM）活動に基づく進捗管理を行っております。また、倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスや企業倫理に関する教育・啓蒙を進め社員の意識向上に努めております。

④ **環境内部監査の執行**

当社グループの主要な事業会社である株式会社原信及び株式会社ナルスはＩＳＯ14001の認証を審査時に稼動していたすべての事業所で取得しており、環境保全に関する活動、法令遵守及び業務の執行状況について、社内の環境監査委員で組織した環境内部監査委員会による監視を行うとともに、環境活動の品質管理に関する維持・保全に努めており、外部認証機関による定期審査も継続して受けております。

⑤ **コンプライアンスに関する審議**

内部通報制度の設置・運用により、社内外から広く情報収集の窓口を設けるとともに、問題については当社グループ各社より人選した人員で組織したコンプライアンス委員会の審議・答申に基づき、社長が必要な措置を講じております。

⑥ **リスク評価**

経営全般に係る潜在リスクにつきましては、当社グループ各社より人選した人員で組織したリスクマネジメント委員会において、問題の抽出、対策の検討を行っております。

⑦ **その他**

商品の品質管理につきましては、当社グループ各社の担当部署が維持管理状況に関する調査を行うとともに、産地表示や商品の原料、添加物の表示に関する法令遵守の徹底、販売期限、トレーサビリティーを含む商品の品質保証全般の管理を行っております。

労務管理につきましては、当社グループ各社ごとに労働組合の執行部数名と各社の取締役による労使協議会を毎月開催しており、率直に経営全般にわたる広範囲な問題点を協議し、労使で諸問題についての情報を共有する仕組みを構築しております。

（2）内部監査及び監査役監査に関する事項

① **内部監査の組織、人員及び手続**

内部監査につきましては、社長直轄の独立した社内組織である業務監査室を設置し、各社の内部監査担当部門（６名）と連携して、社内規程である内部監査規程に基づく内部監査を実施しております。

内部監査は、内部統制の整備及び運用状況について、その有効性・効率性の評価を含め、法令及び社内規程等に基づき適切に業務執行が行われていることを継続的に監視することを目的としており、毎年、年度当初に立案し社長の承認を得て決定される年間計画に基づく定期監査では、子会社の業務執行状況の調査を含め、継続的に監視すべきテーマについて業務監査と会計監査を実施しております。また、特に必要と認められたテーマが生じた場合には、社長の指示により特別監査を実施しております。

監査の結果につきましては、取締役会に報告の上、必要に応じて、改善・是正措置を執行することとしており、改善状況等については、必要に応じて事後確認のための監査を実施しております。

② **監査役監査の組織、人員及び手続**

当社の監査役は、当期末現在、常勤３名、非常勤１名の計４名で構成されており、監査役監査については、年度当初の監査役会において決定された監査の方針、業務の分担等に従い監査計画を策定し、各監査役が監査を実施しております。なお、監査役は、金融機関役員経験者２名、当社子会社監査役経験者１名、当社子会社執行役員経験者１名より構成されており、それぞれが専門的見地から監査を実施しております。

監査の実施にあたっては、取締役会その他重要な会議に出席して議事の内容を把握するとともに議案審議等に必要な発言を行うほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧を行い、当社、各事業会社の主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて各事業会社から営業の報告を受けております。

監査役会は毎月開催することを原則としており、当期は15回開催いたしました。なお、監査役会では各監査役の監査の実施状況について協議を行い、必要と認められた場合には、取締役に対し提言、助言、勧告を行っております。

③ **内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携**

内部監査と監査役の連携につきましては、毎月、常勤監査役が内部監査部門である業務監査室との定例ミーティングを開催し、監査の実施状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について相互の意見交換、助言等を行い、監査の有効性、効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

会計監査人との連携につきましては、各四半期及び期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告を行うとともに、期中においても必要に応じて随時、相互の意見交換、質問等が行われており、監査役監査の有効性に資する情報交換、会計監査の適正性に係る監視、検証を行っております。

Ⅶ　会社の支配に関する基本方針

当社は、成長を持続する経営戦略の遂行や、積極的な投資家向け広報活動の実施により、当社に対するステークホルダーからの理解を深めることで企業価値の向上を実現し、適切な株主還元をしていくことが、株主共同の利益に応える上で重要であると考えております。

このため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）は導入しておりません。

Ⅷ　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ業績に連動した配当を行うことを基本としております。

１株当たり年間配当額の決定におきましては、長期的に安定して当社株式を保有していただくため、１株当たり連結当期純利益の概ね30％を目安として、毎期の業績に連動した適正な配当を安定的かつ継続的に行うことといたします。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**22,119**	**流動負債**	**27,065**
現金及び預金	10,870	買掛金	15,156
受取手形及び売掛金	1,656	１年内返済予定の長期借入金	392
リース投資資産	930	リース債務	400
たな卸資産	4,983	未払法人税等	1,681
未収還付法人税等	325	ポイント引当金	93
その他	3,361	役員賞与引当金	399
貸倒引当金	△8	賞与引当金	1,817
固定資産	**78,354**	その他	7,122
有形固定資産	**60,838**	**固定負債**	**14,326**
建物及び構築物	32,694	長期借入金	42
機械装置及び運搬具	851	リース債務	3,316
土地	21,555	資産除去債務	5,211
リース資産	2,780	長期預り保証金	5,256
建設仮勘定	405	役員退職慰労引当金	40
その他	2,551	退職給付に係る負債	255
無形固定資産	**2,109**	その他	203
投資その他の資産	**15,407**	**負債合計**	**41,391**
投資有価証券	3,649	**純資産の部**	
長期貸付金	16	**株主資本**	**57,430**
繰延税金資産	3,078	**資本金**	**3,159**
敷金及び保証金	7,667	**資本剰余金**	**15,749**
その他	1,043	**利益剰余金**	**38,580**
貸倒引当金	△48	**自己株式**	**△59**
		その他の包括利益累計額	**1,652**
		その他有価証券評価差額金	**1,575**
		退職給付に係る調整累計額	**76**
		純資産合計	**59,082**
資産合計	**100,474**	**負債純資産合計**	**100,474**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**235,347**
売上原価		**168,033**
売上総利益		**67,313**
販売費及び一般管理費		**57,790**
営業利益		**9,523**
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	51	
受取保険金	30	
補助金収入	65	
その他	54	**256**
営業外費用		
支払利息	75	
その他	5	**81**
経常利益		**9,698**
特別利益		
固定資産売却益	0	**0**
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	66	
減損損失	236	**303**
税金等調整前当期純利益		**9,395**
法人税、住民税及び事業税	2,938	
法人税等調整額	30	**2,968**
当期純利益		**6,427**
非支配株主に帰属する当期純利益		**―**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,427**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**3,159**	**15,749**	**33,787**	**△59**	**52,637**
当期変動額					
剰余金の配当			△1,633		△1,633
親会社株主に帰属する当期純利益			6,427		6,427
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	4,793	△0	4,792
当期末残高	**3,159**	**15,749**	**38,580**	**△59**	**57,430**

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**1,745**	**101**	**1,847**	**54,485**
当期変動額				
剰余金の配当			—	△1,633
親会社株主に帰属する当期純利益			—	6,427
自己株式の取得			—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△170	△25	△195	△195
当期変動額合計	△170	△25	△195	4,596
当期末残高	**1,575**	**76**	**1,652**	**59,082**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,286**	**流動負債**	**5,888**
現金及び預金	224	関係会社短期借入金	5,050
たな卸資産	0	１年内返済予定の長期借入金	274
前払費用	0	未払金	21
関係会社短期貸付金	4,020	未払費用	210
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	533	未払法人税等	22
未収入金	9	未払消費税等	15
未収還付法人税等	316	預り金	5
その他	180	役員賞与引当金	272
固定資産	**26,985**	賞与引当金	14
有形固定資産	**0**	**固定負債**	**30**
工具、器具及び備品	0	長期借入金	30
無形固定資産	**5**	**負債合計**	**5,918**
商標権	4	**純資産の部**	
ソフトウエア	1	**株主資本**	**26,353**
投資その他の資産	**26,979**	**資本金**	**3,159**
投資有価証券	62	**資本剰余金**	**13,957**
関係会社株式	26,369	資本準備金	13,731
出資金	0	その他資本剰余金	226
関係会社長期貸付金	457	**利益剰余金**	**9,296**
繰延税金資産	90	利益準備金	327
		その他利益剰余金	8,968
		別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	1,968
		自己株式	**△60**
資産合計	**32,272**	**純資産合計**	**26,353**
		負債純資産合計	**32,272**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**2,720**
営業費用		**814**
営業利益		**1,905**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	35	
その他	2	**37**
営業外費用		
支払利息	30	
その他	0	**30**
経常利益		**1,913**
税引前当期純利益		**1,913**
法人税、住民税及び事業税	91	
法人税等調整額	0	**92**
当期純利益		**1,821**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	**3,159**	**13,731**	**226**	**13,957**
当期変動額				
剰余金の配当				―
当期純利益				―
自己株式の取得				―
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	**3,159**	**13,731**	**226**	**13,957**

	株主資本						純資産合計
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	**327**	**7,000**	**1,780**	**9,108**	**△59**	**26,167**	**26,167**
当期変動額							
剰余金の配当			△1,633	△1,633		△1,633	△1,633
当期純利益			1,821	1,821		1,821	1,821
自己株式の取得				―	△0	△0	△0
当期変動額合計	―	―	187	187	△0	186	186
当期末残高	**327**	**7,000**	**1,968**	**9,296**	**△60**	**26,353**	**26,353**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月15日

アクシアル リテイリング株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　藤　　武　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　代　　勲　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシアル リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月15日

アクシアル リテイリング株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　藤　　武　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　代　　勲　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程、監査役監査規程並びに監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が分担して重要な子会社の監査役を兼務し、各社の取締役会その他重要な会議に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月17日

アクシアル リテイリング株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	八　子　淳　一	㊞
常勤監査役	藤　田　友三郎	㊞
常勤監査役	岩　崎　良　次	㊞
社外監査役	斎　藤　良　人	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本としており、配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会であります。

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ配当することを基本としております。

第68期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき、次のとおりとさせていただきたく存じます。

１．配当財産の種類

金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき	**金52円**
配当総額	**1,213,801,992円**

これにより、当期における１株当たり年間配当金は、中間配当金（１株につき20円）と合わせますと、前期に比べ２円増加の１株につき72円となり、連結配当性向は26.1％となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月27日

以　上

株主総会会場のご案内

新潟県長岡市東坂之上町１丁目２番地１
長岡グランドホテル　２階　悠久の間
電話（0258）33－2111
受付開始は、午前９時15分となっております。



【お願い】
ご来場の際は駐車場の用意がございませんので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。